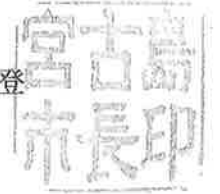


各 位

宮古島市長 嘉 数 登



宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領の一部改正に伴う係数の取り扱いについて（周知）

宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領に係る下記の内容について、一部改正しましたので周知致します。

なお、当該改正については、令和 7 年 4 月 1 日以降に作成された最低制限基準価格調書からの適用と致しますので、ご留意くださいますようお願い致します。

記

1. 改正内容

最低制限価格の算出に係る係数の見直し

2. 係数表及び適用年月日（令和 7 年 4 月 1 日以降適用）

改正前		改正後	
係数番号	係数	係数番号	係数
1	0.996	1	1.000
2	0.997	2	1.001
3	0.998	3	1.002
4	0.999	4	1.003
5	1.000	5	1.004
6	1.001	6	1.005
7	1.002	7	1.006
8	1.003	8	1.007
9	1.004	9	1.008
10	1.005	10	1.009

※令和 7 年 3 月に作成された最低制限価格調書は「改正前」の係数を適用します。

※令和 7 年 4 月 1 日以降に作成する最低制限価格調書は「改正後」の係数を適用します。